

# 平成26年度から京都市会は「通年議会」を導入します！

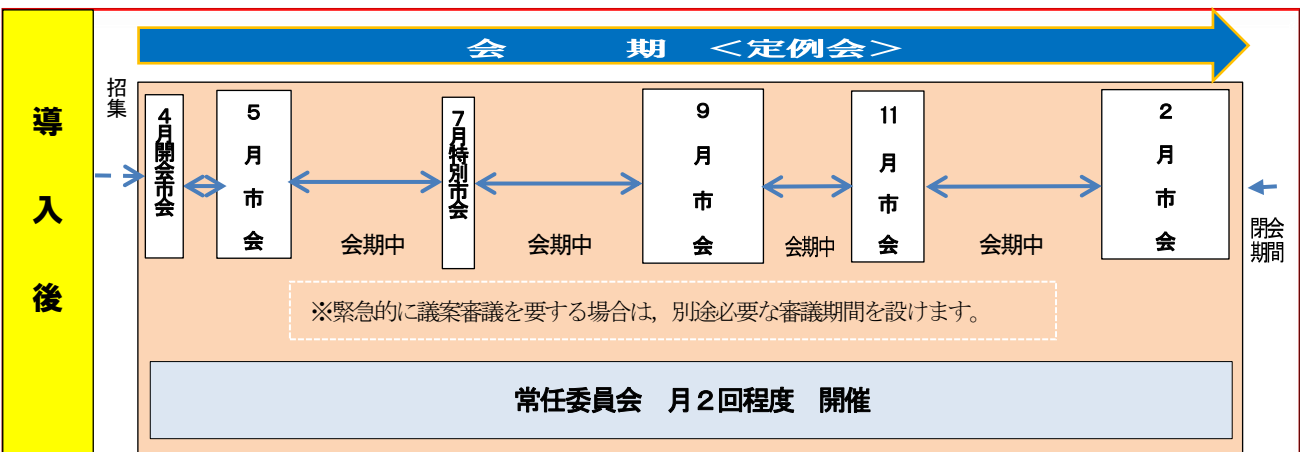
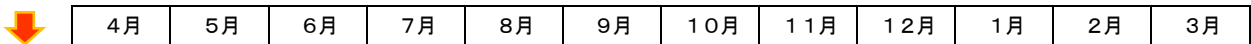
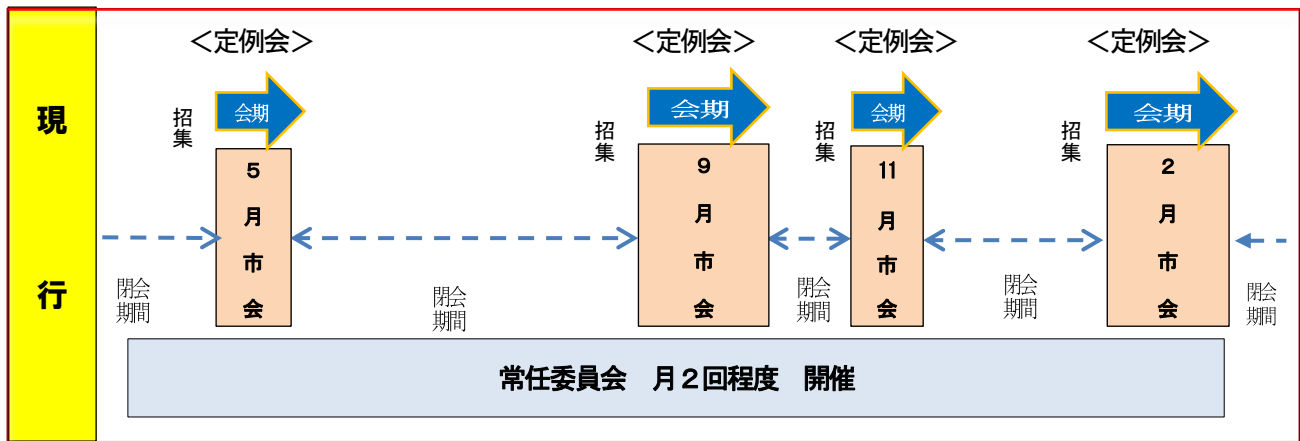


京都市会では、これまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期をおおむね1年とする「通年議会」を平成26年度から導入します。

## 市会の権能, 活動能力がアップ!

- 1 定例会を年4回とする現在の4会期制では、定例会ごとに市長の招集を受け、市会においてその審議に必要な会期を定めていましたが、定例会の招集回数を1回とし会期をおおむね1年と定めることで、これまでの閉会中も含め、法的に活動能力を持つこととなります。これにより、**ほぼ1年間、市会の権限で本会議の開催**ができ、災害等の突発的事案や緊急性のある課題で審議の必要がある場合などに速やかな対応が可能となります。
- 2 これまで、閉会中に市長が専決処分（地方自治法第179条）により処理していた予算や条例等について、会期中となることで、**市会の議決を経て執行されるようになり、市会の権能が高まります。**
- 3 5月市会閉会後に提出された請願等は、9月まで本会議の招集がなければ審議できませんでしたが、このような場合に、受理した**請願等を委員会で審査できるようにするための本会議を7月に開くことで速やかに審議ができるようになります。**

## 会期のイメージ



※ 常任委員会については、通年議会移行後も月2回程度開催するなど、引き続き活性化に努めていきます。